

# 「全国中学校体育大会引率細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ない判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者の引率を認めるものではない。

## (1) 引率者としての外部指導者の規定

- ①当該校長が認めた成人であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。  
なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約がなされていること。
- ②引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- ③引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動があったときは、不適格者として会長または競技専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- ④この規定以外のことは、各競技専門部の規定及び大会要項の通りとする。

## (2) 引率者としての外部指導者の引率を認める個人競技は、次の12競技とする。

但し、団体戦は該当しない。

- ①陸上競技    ②体操競技    ③新体操    ④卓球    ⑤柔道    ⑥剣道
- ⑦水泳    ⑧バドミントン    ⑨相撲    ⑩ソフトテニス    ⑪スキー    ⑫スケート
- 陸上競技・水泳のリレーは個人種目として取り扱わない。
- ソフトテニスはダブルスのみなので、個人種目として取り扱う。

## (3) 引率者としての外部指導者は、監督の資格を認めない。

- ①その際の監督は、当該校の校長と当該中学校体育連盟競技専門部が協議し、当該校の校長が監督を引き受けた教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。
- ②手続は、様式6～10をもって行う。

## (4) 生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。

## (5) 引率上の留意点及び大会会場における留意点

### ① 引率上の留意点等

- ア 引率時は、公の交通機関を利用する。
- イ 外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
- ウ 引率に関わる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
- エ 生徒の服装、持ち物等は、各学校のきまりに従う。
- オ 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
- カ 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。
- キ その他、引率に必要な事項を指導する。

### ② 大会会場における留意点等

引率者は、次のことに留意する。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は退場を命じる。生徒は失格となることもある。

- (a) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
- (b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- (c) 競技上の抗議及び問合せは、校長が依頼した監督に連絡をとる。
- (d) ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場規定に従う。

※ この細則は、平成14年4月1日から施行する。

※ 平成30年5月18日 部活動指導員についての字句追記